

交通災害共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条（事業の品目等）第1項第7号に掲げる事業を実施するものとする。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (3) 「共済事故」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (4) 「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、または1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (5) 「交通事故」とは、つぎの各号に掲げるものをいう。
 - ① 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の運行中の交通機関（これに積載されているものを含む。以下同様とする。）との衝突・接触等による事故
 - ② 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
 - ③ 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
 - ④ 改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさす）における、乗客（入場客を含む）である被共済者の不慮の事故
 - ⑤ 道路（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第1号の道路とする。日本国外においても同法で規定する道路と同程度のものとする。以下同じ。）を通行中の被共済者のつぎに掲げる不慮の事故
 - ア 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下

ウ 火災または破裂・爆発

- ⑥ 校舎又は教育関係の公衆建物の廊下における被共済者の不慮の事故およびものの落下
- (6) 「交通機関」とは、つぎの各号に掲げるものをいう。
- ① 自動車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含む。）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部をなす運搬具を除く
 - ② 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号から第 12 号までに規定するもの。）。ただし細則に定めるものは除く
 - ③ 航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）第 2 条第 1 項に規定する航空機
 - ④ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年 4 月 16 日法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶とする
 - ⑤ 身体障害者用の車イスおよび小児用の車（道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）第 2 条（定義）第 1 項第 11 号に定める軽車両の定義で除くことが明記されているもの）
 - ⑥ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 3 条（道路の種類）に定める道路（市町村道路以上の道路）を運行中の原動機付耕運機
 - ⑦ 河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船
- (7) 「共済証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (8) 「基本契約」とは、共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、次条に規定する事業にかかる契約をいう。
- (9) 「特則」とは、基本契約等に規定されている内容と異なる要件を付帯することができるものをいう。
- (10) 「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。
- ア 別紙第 1 「共済掛金額算出方法書」
 - イ 別紙第 2 「責任準備金額算出方法書」
 - ウ 別紙第 3 「解約返戻金額等算出方法書」
 - エ 別紙第 4 「契約者割戻金額算出方法書」
 - オ 別紙第 5 「未収共済掛金額算出方法書」
- (11) 「ハンドブック」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）および定款・規約・細則等を記載したもので、共済契約を締結するときに共済契約者に交付するものをいう。
- (12) 「細則」とは、第 66 条（細則）に規定するものをいい、この組合の理事会の議決による。

(13) 「契約概要」とは、重要事項のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

(14) 「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

(15) 「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。

(16) 「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。

(事業)

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、一定期間内に被共済者について交通事故としての死傷が生じたときに共済金を支払う事業を行う。

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、第14条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第15条（共済契約の継続）に規定する共済契約の更新日から1年とする。

2 前項の規定において、この組合とはじめて共済契約を締結する場合には、申込みの日の翌日の午前零時から申込みの日の属する月の月末までを共済期間に加える。

(期間の計算)

第5条 この規約において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入する。

2 この規約において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この規約において規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とする。

3 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなす。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第6条 共済契約者は、共済の発効日および更新日においてこの組合の組合員とする。

(被共済者の範囲)

第7条 被共済者となることのできる者は、第14条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第15条（共済契約の継続）に規定する共済契約の更新日において、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 共済契約者
- (2) つぎの各号に定める共済契約者と同一の世帯に属する者。ただし、①の場合には、組合員と組合員以外の被共済者との続柄は、申し込みをした日におけるものとし、②の場合には、組合員と組合員以外の被共済者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものとする。

① 個人型

- ア 組合員の配偶者
- イ 組合員と生計を一にする同居の親族
- ウ 組合員と生計を一にする別居の未婚の子

② 家族型

- ア 組合員の配偶者
- イ 組合員または配偶者と生計を一にする同居の親族
- ウ 組合員または配偶者と生計を一にする別居の未婚の子

(共済金受取人)

第8条 共済金受取人は、つぎの各号にかかげる者とする。

- (1) 被共済者
 - (2) 被共済者があらかじめ指定した者
 - (3) 被共済者の配偶者
 - (4) 被共済者の子
 - (5) 被共済者の孫
 - (6) 被共済者の父母
 - (7) 被共済者の祖父母
 - (8) 被共済者の兄弟姉妹
- 2 共済金受取人の順位は、前項各号の順位による。
- 3 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。
- 4 前項の代表者が定まらないときまたは代表者の所在が不明であるときは、この組合が共済金受取人の1人に対して行なった行為は、他の共済金受取人に対しても、効力を生ずるものとする。
- 5 第1項第2号により受取人をあらかじめ指定した場合においては、当該指定の効力は、契約者本人による指定の変更、取消等の意思表示がない限り、将来において引続き継続される契約のすべてに及ぶものとする。
- 6 共済契約者の遺言による共済金受取人の変更は、行うことができないものとする。

第3節 共済契約の締結

(契約内容の提示)

第9条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、ハンドブックを共済契約者に交付する。

(共済契約の申込み)

第10条 共済契約申込者は、被共済者の同意を得た上で、共済契約申込書につき第2項および第3項に掲げる事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

2 個人型については、以下のとおりとする。

- (1) 共済契約の契約口数
- (2) 共済契約者の氏名及び住所
- (3) 被共済者の氏名、生年月、性別、共済契約者との続柄
- (4) 共済掛金の払込方法及び払込場所
- (5) 被共済者がすでに加入している他の契約の有無（「他の契約」とは、身体の傷害を原因とする共済（保険）事故に対して共済（保険）金を支払う他の契約または特約をいう。）

(6) その他この組合が必要と認めた事項

3 家族型については、以下のとおりとする。

- (1) 共済契約の契約口数
- (2) 共済契約者の氏名及び住所
- (3) 被共済者の人数
- (4) 共済掛金の払込方法及び払込場所
- (5) 被共済者がすでに加入している他の契約の有無（「他の契約」とは、身体の傷害を原因とする共済（保険）事故に対して共済（保険）金を支払う他の契約または特約をいう。）

(6) その他この組合が必要と認めた事項

4 前項の場合にあつては、共済契約申込者または被共済者は、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が書面で告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、この組合の指定する書面により事実を告知しなければならない。

(共済契約の申込みの撤回等)

第11条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等を行しなければならない。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につき各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のう

え、この組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類
- (2) 申込日
- (3) 共済契約者等の氏名および住所

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、共済契約は成立しなかったものとし、すでに共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等にその金額を返還する。
（共済契約申込みの諾否）

第12条 この組合は、第10条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済証書の交付をもって行う。

3 前項に規定する共済証書には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。

- (1) 共済契約の種類
- (2) 共済契約者の氏名
- (3) 被共済者の氏名
- (4) 共済金受取人の指定の有無
- (5) 保障内容および共済金額
- (6) 共済期間
- (7) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (8) 契約日
- (9) 共済証書作成年月日

（初回掛金の払込み）

第13条 共済契約者等は、初回掛金を、次条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日の前日までにこの組合に払い込まなければならない。

（共済契約の成立および発効日）

第14条 この組合が、第12条（共済契約申込みの諾否）の定めにより、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、その申込みの日の翌日午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

2 前項に規定する申込みの日の属する月の翌月1日を発効日とする。

3 この組合は、発効日より前に初回掛金が払い込まれていたときは、初回掛金を共済契約の発効日において共済掛金に充当する。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の継続

(共済契約の継続)

第15条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、当該共済契約の満了日まで
に共済契約者から共済契約を継続しない意思の表示または変更の申し出がされない場合
には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」とい
う。）に継続する。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの第1号および第2号に該当する場合には、共済契約
の継続はできず、第3号に該当する場合には、この組合は、共済契約の継続を拒むこと
ができる。

(1) 更新日において、共済契約者が第6条（共済契約者の範囲）に規定する範囲外で
あるとき。

(2) 更新日において、被共済者が第7条（被共済者の範囲）に規定する範囲外である
とき。

(3) この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難と
する重大な事由があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があった場合には、
共済契約の更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契
約を継続する。

4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類に、つぎの第5項
および第6項に掲げる事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこ
の組合に提出しなければならない。

5 個人型については、以下のとおりとする。

(1) 共済契約の契約口数

(2) 共済契約者の氏名及び住所

(3) 被共済者の氏名、生年月、性別、共済契約者との続柄

(4) 共済掛金の払込方法及び払込場所

(5) 被共済者がすでに加入している他の契約の有無（「他の契約」とは、身体の傷害
を原因とする共済（保険）事故に対して共済（保険）金を支払う他の契約または特
約をいう。）

(6) その他この組合が必要と認めた事項

6 家族型については、以下のとおりとする。

(1) 共済契約の契約口数

(2) 共済契約者の氏名及び住所

(3) 被共済者の人数

(4) 共済掛金の払込方法及び払込場所

(5) 被共済者がすでに加入している他の契約の有無（「他の契約」とは、身体の傷害
を原因とする共済（保険）事故に対して共済（保険）金を支払う他の契約または特
約をいう。）

- (6) その他この組合が必要と認めた事項
- 7 第4項の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならない。
- 8 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で継続し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 9 第1項および第3項から第8項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「継続契約」という。
- 10 継続契約の共済掛金は、共済契約の更新日の前日までに払い込まなければならない。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1カ月間の払込猶予期間を設ける。
- 11 前項の規定にかかわらず、第18条（共済掛金の口座振替扱）に規定する口座振替特則を付帯した場合には、継続契約の共済掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から2か月間とすることができる。
- 12 第10項および第11項に規定する継続契約の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 13 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は継続されなかったものとする。
(1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
(2) 第10項から第12項までに規定する猶予期間内に、掛金の払込みがなかったとき。
- 14 この組合は、第1項および第3項から第13項までの規定にもとづき共済契約の継続が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。この場合には、更新後の共済契約について新たな共済証書の発行を省略することができる。ただし、第2項にもとづき継続ができない場合および継続を拒む場合ならびに第8項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承認しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第16条 共済掛金の払込方法は年払とする。

(共済掛金の払込場所)

第17条 共済掛金は、この組合の事務所またはこの組合の指定する場所に払い込まなければならない。

(共済掛金の口座振替扱)

第18条 共済契約者は、第2編第1章の掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第 19 条 この組合は、共済掛金の払込みについては、共済契約の発効日から 1 か月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項に規定する共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第 6 節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

第 20 条 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、細則で定める書類を提出することによりこの組合に共済金を請求するものとする。

(事故発生の際の通知義務)

第 21 条 被共済者が交通事故によって傷害を被ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、事故のあった日から 30 日以内に、事故発生状況および傷害の程度をこの組合に通知し、この組合より傷害状況報告書その他この組合の必要と認める書類の提出を求めたときは、ただちにこれを提出しなければならない。

2 前項の場合において、この組合が事故発生状況および傷害の程度について、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し陳述を求めまたは被共済者の身体の診査もしくは死体の検案を求めたときは、正当な理由なくこれを拒みまたは妨げてはならない。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第 22 条 この組合は、第 20 条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後 30 日以内に、共済金の支払事由、共済金が支払われない事由の有無、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

(1) 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき

180 日

(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき

180 日

(3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う必要があるとき

90 日

- (4) 障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会を行う必要があるとき
120日
- (5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき
60日
- (6) 日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要がある場合
180日
- (7) 第1号から第6号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なきとき
90日
- 3 この組合は、第1項または第2項の確認または調査に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由がなくこの調査等を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）、これにより確認または調査が遅延した期間については、同項の期間に算入しないものとする。組合が指定した医師による被共済者の診断を求めたときも、同様に扱うものとする。
- 4 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金および割りもどし金（以下「諸返戻金等」という。）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後60日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。
（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）
- 第23条 初回掛金が払い込まれる前に生じた共済事故について共済金の支払いを受ける場合には、初回掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払い込みがなされない場合には、この組合は、共済金を支払わない。
（質入れ等の制限）
- 第24条 共済金の支払いを請求する権利は、被共済者の同意があり、かつ、この組合が承認した場合を除き、質入れまたは譲渡することができない。
（第三者に対する損害賠償請求権）
- 第25条 この組合が共済金を支払った場合において、共済契約者または被共済者もしくは共済金受取人がその死傷について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しないものとする。

第7節 共済契約の終了

- （詐欺等による共済契約の取消し）
- 第26条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合に

は、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人、共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）または被共済者に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

（共済契約の無効）

第27条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

(1) 被共済者が申込みの日または更新日にすでに死亡していたとき。

(2) 被共済者が申込みの日または更新日において第7条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であったとき。

(3) 被共済者1人についての共済金額が、第38条（基本契約共済金額）第2項に定める最高限度をこえているときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。

(4) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされていたとき。

2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。ただし、当該共済契約が継続されたものであり、かつ、それ以前の共済契約が前項の規定のいずれかに該当するときは、3年間分を限度として共済契約の共済掛金を返還するものとする。

3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求することができる。

（共済契約の失効）

第28条 第19条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日の翌日の午前零時に効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

（共済契約の解約）

第29条 共済契約者は、細則に定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。

3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日の午前零時から生じる。

（重大事由による共済契約の解除）

第30条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

(1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

(2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせること

を目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等または被共済者に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の解除)

第31条 共済契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により質問事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができない。

(1) 共済契約締結時において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき。

(2) この組合のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者（この組合のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、共済契約者が事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、共済契約者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき。

3 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者が第1項の事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても、この組合は、解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者または共済金受取人が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

5 第1項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

(1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(2) 共済契約締結時から5年が経過したとき。

6 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等または被共済者に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の消滅)

第32条 共済契約の成立後、被共済者につきつぎの各号のいずれかの事実が発生した場合において、当該事実が発生したときには、共済契約は消滅する。

(1) 被共済者が、交通事故によって死亡したとき。

(2) 被共済者が、前号以外の原因によって死亡したとき。

(3) 第44条(残存共済金額)に規定する残存共済金額が、共済契約締結のときにおける共済金額の5分の1未満となったとき。

(取消しの場合の共済掛金の返戻)

第33条 この組合は、第26条(詐欺等による共済契約の取消し)の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還しない。

(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)

第34条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間(1か月にみえない端数日を切り捨てる。)に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第29条(共済契約の解約)、第30条(重大事由による共済契約の解除)、第31条(共済契約の解除)または第32条(共済契約の消滅)第1項第2号もしくは第3号の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。

(2) 第32条(共済契約の消滅)第1項第1号の規定により消滅し、かつ、第46条(基本契約共済金を支払わない場合)の規定により共済金が支払われないとき。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第35条 共済契約者は、被共済者の同意およびこの組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができる。

2 共済契約者が死亡した場合には、定款第6条(組合員の資格)第2項によりこの組合の承認を得た者は、被共済者の同意を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

3 共済契約者が死亡してから当該共済期間の満了日までに前項の規定による承継手続きがなされなかった場合または前項の規定による承継ができなかった場合には、その共済契約は、その満了日の翌日の午前零時に消滅する。

4 第1項および第2項の規定により共済契約の承継人になる者は、この組合の組合員と

ならなければならない。

(共済契約関係者の続柄の異動)

第 36 条 共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第 7 条（被共済者の範囲）第 1 項第 2 号に該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

(氏名および住所の変更)

第 37 条 共済契約者は、住所または勤務場所あるいは氏名等について変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

第 3 章 基本契約

第 1 節 基本契約共済金額

(基本契約共済金額)

第 38 条 共済契約 1 口についての共済金額は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 個人型

100 万円

(2) 家族型

① 組合員本人 500 万円

② 配偶者 400 万円

③ その他の家族 250 万円

2 加入口数の限度および共済金額の最高限度額は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 個人型

被共済者 1 人につき 10 口までとし、共済金額は 1,000 万円とする。

(2) 家族型

一家族につき 2 口までとし、共済金額は、組合員本人 1,000 万円、配偶者 800 万円、その他の家族 500 万円とする。

第 2 節 基本契約の共済金および共済金の支払い

(基本契約共済金の種類)

第 39 条 基本契約によりこの組合が支払う共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 死亡共済金

(2) 障害共済金

(3) 療養共済金

(死亡共済金)

第 40 条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、

被害の日から 180 日以内に死亡したときは、第 44 条（残存共済金額）に定める残存共済金額の全額を死亡共済金として支払う。

- 2 搭乗航空機が行方不明となつてからまたは遭難してから 30 日を経過してもなお被共済者が発見されない場合、乗船中の船舶が行方不明となつてからまたは遭難してから 1 年を経過してもなお被共済者が発見されない場合および搭乗中の車両が遭難してから 1 年を経過してもなお被共済者が発見されない場合は、交通事故によって死亡したものと推定し、死亡共済金を支払う。ただし、その期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。
- 3 前項の場合において、共済金を支払った後に被共済者が存在していたことが明らかになつたときは、共済金受取人は、この組合に共済金を返還しなければならない。

（障害共済金）

第 41 条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、被害の日から 180 日以内に身体の一部を失ひまたはその機能に重大な障害を永久に残したときは、別紙第 6 「障害共済金表」に掲げる区分によって、基本共済金額に所定の割合を乗じた金額を障害共済金として支払う。

- 2 この組合は、被共済者が、被害の日から 180 日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、この期間の終了する前日における医師の診断にもとづき、共済金額を決定できる。
- 3 第 1 項の別紙第 6 に掲げない障害については、被共済者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全を毀損させられた程度に応じ、別紙第 6 の区分に準じ、共済金の額を決定する。
- 4 すでに身体に障害のあつた被共済者が、交通事故により傷害を被り、その直接の結果として新たな障害が加わつたことにより別紙第 6 に掲げる区分に該当したときは、その該当する等級に応ずる金額から既にあつた身体障害の該当する等級に応ずる金額を差し引いた額を支払う。
- 5 前各項の規定に基づいて、この組合が支払うべき障害共済金の額は、共済期間を通じ、基本共済金額を限度とする。

（療養共済金）

第 42 条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、生活機能もしくは業務能力の滅失または相当程度の減少をきたし、かつ、医師の治療を要したときは、事故の日から 180 日を限度として、平常の生活もしくは業務に従事することを妨げない程度に治癒した日までの治療日数に対し、次の第 2 項および第 3 項に掲げる金額を療養共済金として支払う。ただし、次項第 1 号および第 3 項第 1 号の場合であつて、被共済者が病院または診療所に事故の日からその日を含めて継続して 180 日を超えて入院した場合は、4 日を入院日数から控除した日数が 180 日となる入院まで、次項第 1 号および第 3 項第 1 号の規定による療養共済金を支払う。

2 個人型については、以下の通りとする。

- (1) 被共済者が病院または診療所に入院した日数に対しては、1日につき1口1,500円の割合で計算した金額。ただし、4日免責とする。
- (2) 病院または診療所への通院日数に対しては、1日につき1口800円の割合で計算した金額とし、90日を支払い日数の限度とする。
- (3) 入院および通院は必要としないが医師の治療証明書による就業不能、家事労働不能または登校不能な状態にあったと証明された日数に対しては、1日につき1口750円の割合で計算した金額とし、90日を支払い日数の限度とする。

3 家族型については、以下の通りとする。

- (1) 被共済者が病院または診療所に入院した日数に対しては、1日につき1口あたり、組合員本人は5,000円、配偶者は3,500円、その他の家族は2,500円の割合で計算した金額。ただし、4日免責とする。
- (2) 病院または診療所への通院日数に対しては、1日につき1口あたり、組合員本人は4,000円、配偶者は3,000円、その他の家族は2,000円の割合で計算した金額とし、90日を支払い日数の限度とする。
- (3) 入院および通院は必要としないが医師の治療証明書による就業不能、家事労働不能または登校不能な状態にあったと証明された日数に対しては、1日につき1口あたり、組合員本人は3,500円、配偶者は2,500円、その他の家族は1,500円の割合で計算した金額とし、90日を支払い日数の限度とする。

4 第2項の各号または第3項の各号において、治療日数が重複した場合は共済金額の高いものの日数から優先して支払うものとし、重複して療養共済金は支払わない。

5 被共済者が療養の共済金の支払いを受けるべき期間中に、交通事故としての傷害を重ねて被った場合は、この組合は、その期間については、重複して療養共済金を支払わない。この場合で、重複する期間の治療が第2項各号および第3項各号に定める治療の種類の複数に該当する場合には、その重複した期間については、共済金額の高い額を適用する。

(他の傷害その他の影響がある場合)

第43条 この組合は、被共済者が交通事故により傷害を被った場合において、当該事故がすでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により発生したとき、または当該事故の後において当該事故と関係なく発生し、もしくはすでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払う。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠りまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合の金額の決定は、前項に準ずる。

(残存共済金額)

第44条 この組合が共済金の支払いを行ったときは、基本契約共済金額から支払った共済

金の額を差し引いた残額を残りの共済期間に対する共済金額とみなす。

- 2 この組合は、共済金額の一部を支払ったときは、共済証書にその旨を記入したうえで、これを共済契約者に返還する。

(併給または控除)

第 45 条 同一事故にもとづく傷害について、療養共済金と障害共済金とを重ねて支払うべき場合においては、その合算額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合が支払うべき共済金の額の限度は、基本契約共済金額とする。

- 3 死亡共済金の支払いをおこなう場合において、すでに支払った療養共済金もしくは障害共済金があるときは、前項の規定にもとづき、基本契約共済金額からすでに支払った金額を控除して、その残額を支払う。

(基本契約共済金を支払わない場合)

第 46 条 この組合は、つぎのいずれかに該当する場合に生じた共済事故については共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合はその残額を他の共済金受取人に支払う。
- (2) 被共済者の自殺、犯罪行為および闘争行為によるとき。
- (3) 被共済者である親族が、職業運転者である場合の職業上の運転
- (4) 被共済者がつぎの各号のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ② 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (5) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、共済金を支払わないものとする。
- (6) 道路以外の場所における車輛の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故罹災証明書の交付を受けられなかったもの。ただし、自動車安全運転センター各都道府県事務所が交通事故罹災証明書を発行した場合は道路上の交通事故とする
- (7) 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- (8) 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入りまたは当軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの
- (9) 被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く。）、競技・興業（練

習を含む。)のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で第2条(定義)第6号②の交通機関に搭乗している間に生じた傷害についてはこの限りではない

- (10) 被共済者が職務として以下の作業に従業中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
 - ア 荷役作業(土石などの積み込み、積み卸し作業を含む。)
 - イ 交通機関の修理、点検、整備、清掃の作業
- (11) 被共済者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- (12) 被共済者が、職務として漁業に従業している間に生じた傷害
- (13) 地震、噴火、津波、洪水、暴風その他これらに類する天災
- (14) 戦争その他非常の出来事

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

(事業の実施方法)

第47条 この組合は、別に定める「組織規程」にもとづいて、この組合の定款第6条(組合員の資格)で定める区域ごとに設けるこの組合の事業所を通じてこの共済事業を実施する。

(共済代理店の設置と権限)

第48条 この組合は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、つぎの各号に掲げる業務とする。

- (1) 共済契約の締結の代理または媒介
- (2) 共済掛金の収受に関する業務
- (3) その他この組合が定めた事項に関する業務

(業務委託)

第49条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、この組合以外の者(前条(共済代理店の設置と権限)に規定する代理店を除く。)に必要な業務の一部(共済契約の締結の代理および媒介を除く。)を委託することができる。

第2節 契約者割戻金

(契約者割戻金)

第50条 この組合は、第55条(割戻準備金の額)の規定により積み立てた契約者割戻金

備金の中から以下の条件のいずれかを満たす共済契約に対して、別に定める基準により、契約者割戻金の割当てを行う。

- (1) 当該事業年度末に有効な契約
 - (2) 当該事業年度中に共済期間を満了した契約のうち、当該事業年度末に有効な契約に更新した契約
- 2 前項の規定により割り当てた契約者割戻金は、別に定める方法により共済契約者に支払う。
- 3 この組合は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを約さないものとする。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第51条 この組合は、この組合の引き受けたすべての共済契約について、その共済責任の一部を再共済または再保険に付することができる。

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第52条 基本契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(責任準備金の額)

第53条 基本契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第54条 第34条(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)に規定する共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金(以下「返戻金」という。)の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(割戻準備金の額)

第55条 契約者割戻準備金の額は、別紙第4「契約者割戻準備金額算出方法書」において規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第56条 未収共済掛金の額は、別紙第5「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金、責任準備金および割戻準備金の積立て)

第57条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金、責任準備金および割戻準備金を

積み立てるものとする。

第5節 特則の種類

(特則の種類)

第58条 特則の種類は、掛金口座振替特則とする。

第6節 ハンドブックの適用の範囲

(ハンドブックの適用の範囲)

第59条 この規約にもとづく共済契約の内容については、この規約に規定するもののほか、ハンドブックの定めるところによる。

(ハンドブック)

第60条 この組合は、この規約にもとづきハンドブックを作成する。

第7節 共済契約上の紛争の処理

(異議の申立ておよび審査委員会)

第61条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定に不服がある共済契約者、被共済者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、この組合の決定があったことを知った日から60日以内に書面をもって行わなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関する事項は、別に定めるところによる。

(管轄裁判所)

第62条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第8節 雑則

(時効)

第63条 この組合は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れる。

2 この組合は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を支払う義務を免れる。

3 共済金受取人は、この組合が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れる。

4 共済契約者は、この組合が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れる。

(通知の方法)

第64条 共済契約者または共済金受取人等に対するこの組合の通知は、第10条（共済契約の申込み）第2項もしくは第3項または第15条（共済契約の継続）第5項もしくは第6項の住所または第37条（氏名および住所の変更）による通知を受けた場合には、その住所に発すれば足りる。

(裏書規定)

第65条 この規約において、共済証書に裏書する場合には、あらたな共済証書の発行または裏書内容の通知をもって共済証書への裏書きに代えることができる。

(細 則)

第66条 この規約に規定するもののほか、この共済事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第67条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第68条 この特則は、第18条（共済掛金の口座振替扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第69条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第 70 条 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の金額は、第 13 条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、発効日の翌日から 2 ヶ月間の猶予期間を設け、猶予期間内に振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

2 前項の場合にあつては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあつたものとする。

3 同一の指定口座から 2 件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

4 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。

5 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、1987 年 1 月 1 日から施行する。

2 この改正規約は、1996 年 3 月 26 日から施行する。（改正第 7 条第 1 項、第 10 条、第 11 条、第 15 条第 1 項第 2 号、第 19 条、第 21 条、第 24 条、第 25 条、第 31 条、第 32 条、第 35 条第 2 号・第 4 号・第 5 号）

3 この改正規約は、1996 年 4 月 1 日から施行する。（改正第 1 条）

4 この改正規約は、2001 年 1 月 1 日から施行する。

5 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（2010 年 3 月 26 日）から施行し、2010 年 4 月 1 日以後に発効する共済契約から適用する。ただし、共済契約の成立時期にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、第 22 条（共済金等の支払いおよび支払場所）の規定を適用し、第 24 条（質入れ等の制限）および第 30 条（重大事由による共済契約の解除）は、適用日前に成立した共済契約についても将来に向かって適用し、第 53 条（責任準備金の額）の定めにより算出した額の第 57 条（支払備金、責任準備金および割戻準備金の積立て）による積立ては、2009 年度決算から適用する。

6 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2016 年 5 月 25 日）より施行す

る。

- 7 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2017年9月1日）から施行し、2017年9月1日から適用する。

別紙第6

障害共済金表

第41条第1項の障害共済金は、労働基準法施行規則別表第二「身体障害等級」の区分にしたがい、下表の金額を給付する。

第1級…		基本共済金額の100分の100
第2級…	〃	100分の100
第3級…	〃	100分の90
第4級…	〃	100分の80
第5級…	〃	100分の70
第6級…	〃	100分の60
第7級…	〃	100分の50
第8級…	〃	100分の45
第9級…	〃	100分の30
第10級…	〃	100分の20
第11級…	〃	100分の15
第12級…	〃	100分の10
第13級…	〃	100分の7
第14級…	〃	100分の4

労働基準法施行規則別表第二

身体障害等級表

等級	身体障害
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢を肘関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢を膝関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1 1眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼または言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 5 10指を失ったもの
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳を全く聾したもの 4 1上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1下肢を膝関節以上で失ったもの 6 10指の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	1 1眼が失明し他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し特に軽易な労務の外服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し特に軽易な労務の外服することができないもの 2 1上肢を腕関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 10趾を失ったもの
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの

等級	身体障害
	3の2 1耳を全く聾し他耳の聴力が40cm以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になったもの 4 脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5指又は拇指を併せ4指を失ったもの
第7級	1 1眼が失明し他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40cm以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳を全く聾し他耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 6 1手の拇指を併せ3指又は拇指以外の4指を失ったもの 7 1手の5指又は拇指を併せ4指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に仮関節を残し著しい障害を残すもの 10 1下肢に仮関節を残し著しい障害を残すもの 11 10趾の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の拇指を併せ2指又は拇指以外の3指を失ったもの 4 1手の拇指を併せ3指又は拇指以外の4指の用を廃したもの 5 1下肢を5cm以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に仮関節を残すもの 9 1下肢に仮関節を残すもの 10 1足の5趾を失ったもの
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳を全く聾したもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができる労務が相

等級	身体障害
	<p>当な程度に制限されるもの</p> <p>7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>8 1手の拇指又は拇指以外の2指を失ったもの</p> <p>9 1手の拇指を併せ2指又は拇指以外の3指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第1趾を併せ2趾以上を失ったもの</p> <p>11 1足の5趾の用を廃したもの</p> <p>11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>12 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>1の2 正面視で複視を残すもの</p> <p>2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>3の2 両耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 削除</p> <p>6 1手の拇指又は拇指以外の2指の用を廃したもの</p> <p>7 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>8 1足の第1趾又は他の4趾を失ったもの</p> <p>9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの</p> <p>3の2 10歯以上に対し歯科補綴をつを加えたもの</p> <p>3の3 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が40cm以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 脊柱に畸形を残すもの</p> <p>6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>7 削除</p> <p>8 1足の第1趾を併せ2趾以上の用を廃したもの</p> <p>9 胸腹部臓器の機能に障害を残し労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に畸形を残すもの</p> <p>8の2 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p>

等級	身体障害
	10 1足の第2趾を失ったもの、第2趾を併せ2趾を失ったもの又は第3趾以下の3趾を失ったもの 11 1足の第1趾又は他の4趾の用を廃したもの 12 局部に頑固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すもの
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼の眼瞼の1部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の拇指の指骨の1部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1cm以上短縮したもの 9 1足の第3趾以下の1趾又は2趾を失ったもの 10 1足の第2趾の用を廃したもの、第2趾を併せ2趾の用を廃したもの又は第3趾以下の3趾の用を廃したもの
第14級	1 1眼の眼瞼の1部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 2の2 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 4 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 5 削除 6 1手の拇指以外の指骨の1部を失ったもの 7 1手の拇指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3趾以下の1趾又は2趾の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの

備考

- 1 視力の測定は万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 2 指を失ったものとは拇指は指関節、その他の指は第1指関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い又は掌指関節若しくは第1指関節（拇指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとはその全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは第1趾は末節の半分以上、その他の趾は末関節以上を失ったもの又は蹠趾関節若しくは第1趾関節（第1趾にあっては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。